

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

1 名称 有限会社ノカミ

住所 津山市河辺一六四二番地

代表者の氏名 代表取締役 清水 喜市

2 名称 有限会社開

住所 津山市河辺九一四番地の四

代表者の氏名 代表取締役 清水 誠一

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヒマラヤ津山インター店

所在地 津山市河辺字五反田九一五番地一ほか

三 廃止年月日

平成二十九年六月十二日

四 届出年月日

平成二十九年六月二十三日